

## 文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業実施要綱

24文福障第 448号 平成24年5月31日区長決定

27文福障第2734号 平成28年3月16日一部改正

28文福障第2880号 平成29年3月31日一部改正

2021文福障第3041号 令和4年4月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業等の事業主に対し、障害者職業体験の受入れ及び障害者職業体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成することによって、障害者雇用の拡大を図るとともに、障害者理解の促進を目的とする。

### (通則)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に規定する指定難病の患者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 区内中小企業等 区の区域内（以下「区内」という。）に本社又は事業所を有し、従業員の合計が300人以下の事業所（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項の認定を受けた子会社を除く。）、中小企業、個人事業主、組合等をいう。
- (3) 障害者職業体験 区内中小企業等が障害者に職業を体験させること（当該障害者に対し賃金等が発生するもの及び座学のみのもものを除く。）をいう。

### (助成金の種類)

第4条 助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職業体験受入れ奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

### (職業体験受入れ奨励金の対象者)

第5条 区長は、次の各号のいずれにも該当する区内中小企業等の事業主に対し、予算の範囲内において、前条第1号の職業体験受入れ奨励金（以下「職業体験受入れ奨励金」とい

う。)を交付する。

- (1) 区内の就業場所において、1日当たり2時間以上の職業体験を実施したこと。
- (2) 職業体験の実施前に文京区障害者就労支援センターに届け出ていること。

(職業体験受入れ奨励金の支給金額等)

第6条 職業体験受入れ奨励金の額は、職業体験を行った障害者1人につき、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 当該障害者に係る職業体験の1日の受入れ時間数が2時間以上4時間未満の場合  
1日につき2,000円
- (2) 当該障害者に係る職業体験の1日の受入れ時間数が4時間以上の場合  
1日につき4,000円

2 職業体験受入れ奨励金を支給する日数は、同一の申請者に対し、一の年度において40日を限度とする。

(雇用促進奨励金の対象者)

第7条 区長は、職業体験に係る障害者を雇用し、かつ、次の各号のいずれにも該当する区内中小企業等の事業主に対し、予算の範囲内において、第4条第2号の雇用促進奨励金を(以下「雇用促進奨励金」という。)交付する。

- (1) 職業体験受入れ奨励金の支給の対象となる障害者を雇用していること。
- (2) 当該障害者の雇用後、3月以上継続して雇用していること。
- (3) 前号に規定する雇用に係る契約内容が、就業時間が1日当たり4時間以上かつ週3日以上であって、雇用期間が3月以上のものであること。
- (4) 第2号の雇用の手続に際し、公共職業安定所を経由して行っていること。

(雇用促進奨励金の支給金額)

第8条 雇用促進奨励金の額は、雇用した障害者1人につき100,000円とする。

(交付申請)

第9条 職業体験受入れ奨励金の交付を受けようとする区内中小企業等の事業主は、当該障害者に係る職業体験の終了後30日以内に、文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業職業体験受入れ奨励金交付申請書(別記様式第1号)を区長に提出しなければならない。

2 雇用促進奨励金の交付を受けようとする区内中小企業等の事業主は、当該障害者の雇用後3月を超えた日の属する月の翌月末までに、文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業雇用促進奨励金交付申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 雇用開始後3月以上の雇用状況が確認できる書類

(交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、交付することを決定したときは文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により、交付しないことを決定したときは文京区中小企業

等障害者職業体験受入れ助成事業助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知する。

（請求及び支払）

第11条 前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた区内中小企業等の事業主は、文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業助成金請求書（別記様式第5号）により、区長に助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成決定の取消し）

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消し、文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により、当該助成決定者に通知するものとする。

(1) 不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定、交付決定の内容及びこれに付した条件又はその他法令に違反したとき。

(3) 前2号のほか、区長が取り消す必要があると認めたとき。

（助成金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。